

令和6年度地域包括支援センターの
事業評価（案）

令和7年11月

高齢福祉課

目 次

1 事業評価の目的	1
2 評価の流れ	1
3 評価対象センター一覧	1
4 評価結果	2
5 評価結果の活用	2
別紙1 センター別評価表	3

添付資料

別紙2 各センターの自己評価結果	12
------------------	----

【参考資料】

・山口市地域包括支援センターの事業評価方針	14
・山口市地域包括支援センター業務評価実施要領	15
・地域包括支援センターで行う介護予防支援業務及び 介護予防ケアマネジメントの公正・中立性評価基準	17

令和6年度地域包括支援センターの事業評価

1 事業評価の目的

山口市が各日常生活圏域に設置した地域包括支援センターの運営状況を公平かつ適正に分析することにより、業務の実施状況、センターが抱える課題を把握し、センターがこの課題を解決する取り組みを実施することで、業務の改善、センター運営の質的向上を図ることを目的とする。

2 評価の流れ

- ① 各地域包括支援センターが自己評価を実施する。
国が示す「評価指標（地域包括支援センター用）」の評価基準を基に自己評価を行う。
- ② 自己評価や「地域包括支援センターで行う介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメントの公正・中立性評価基準」、各地域包括支援センターの運営状況等を基に高齢福祉課が評価案を作成する。
- ③ 運営協議会（令和7年11月開催）において、評価案を基に評価する。
- ④ 評価結果を委託先法人に通知する。

評価結果を次年度の委託先選定の判断材料として使用する。

3 評価対象センター一覧

センター名	担当地区	高齢者 人口	包括的支援 事業職員	介護予防 支援職員	生活支援コーディネーター 認知症地域支援推進員
中央 地域包括支援センター	大殿 白石 湯田	8,701	5	7	1
北東 地域包括支援センター	小鰐 大内	7,866	4	5	1
北東第2 地域包括支援センター	仁保 宮野	5,513	3	3	1
鴻南 地域包括支援センター	吉敷 平川 大歳	10,687	6	6	1
川西 地域包括支援センター	小郡	6,405	4	4	1
川西第2 地域包括支援センター	嘉川 佐山 阿知須	6,233	4	4	1
川東 地域包括支援センター	陶 銚銭司 名田島 秋穂二島 秋穂	6,149	4	4	1
基幹型地域包括 徳地分室	徳地	2,666	3	2	(1)
基幹型地域包括 阿東分室	阿東	2,773	3	0	(1)

() カッコは兼務

(令和7年3月31日時点)

4 評価結果

【国の評価指標の見直しについて】

■ 見直しの概要

国が示す評価指標について、全国的に実施率が高かった一部の項目が削除され、地域包括支援センターの機能強化を促す新たな指標が追加された。

■ 新評価基準による評価結果から見えてきたこと

- ・レーダーチャートにおいて項目ごとの評価に差が見られ、改善の余地が明確になった。
- ・市が示す方針がセンターに十分に伝わっていないケースや、国の評価指標の解釈において認識の違いがあり、回答にばらつきが生じていることが確認された。

【評価結果の概要】

領域	評価傾向
地域包括ケアシステムの構築・推進	担当圏域のアセスメントやニーズ把握は評価できる。 一部のセンターで実態調査が進んでいないことが課題。
組織・運営体制	地域課題等を踏まえた事業計画や重点目標の設定は評価できる。 一部のセンターで外部研修体制や個人情報の取扱いに関する職員への周知が課題。
総合相談支援事業	包括支援ネットワーク構築は評価できる。 一部センターで家族介護者からの相談や複合的課題の相談内容の整理・分析が進んでいないことが課題。
権利擁護事業	成年後見制度・消費者被害の支援体制の整備は評価できる。 一部のセンターで消費者被害情報の提供ができていないことが課題。
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	ケアマネジャーのニーズ把握や支援は評価できる。指定介護予防支援事業者による実績はわずかで検証に至っていない。
地域ケア会議	地域課題や自立促進要因の抽出は評価できる。 地域課題の対応を進めるための市レベルの会議体系が近年見直されていないことが課題。
介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	市の方針に沿った支援の実施は評価できる。 委託指針を市と共有しており、評価基準は満たしている。
包括的支援事業 (社会保障充実分)	適切な事業推進は評価できる。
公正・中立性	公正・中立性の確保状況は評価できる。 一部センターでサービス集中が見られるが、担当圏域のサービス事業所が少数(5事業所未満)であることからやむを得ない正当な理由に該当し、公正・中立性は適正。

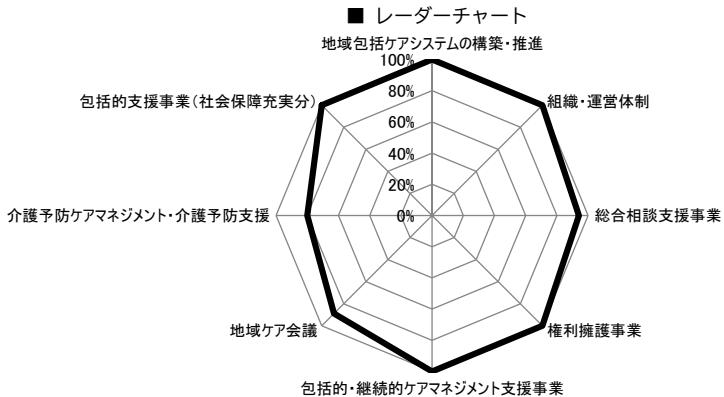
【各センターの評価】

センター別評価表（別紙1）のとおり

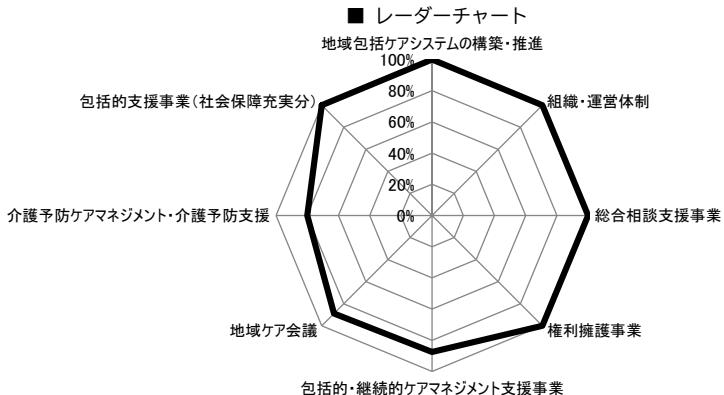
5 評価結果の活用

地域包括支援センター運営協議会で評価した結果は、市から各法人に結果説明・指導を行う。これに基づき、各センターは、業務の課題や改善点を整理し、今後のセンター業務に反映することで事業運営の向上を図る。

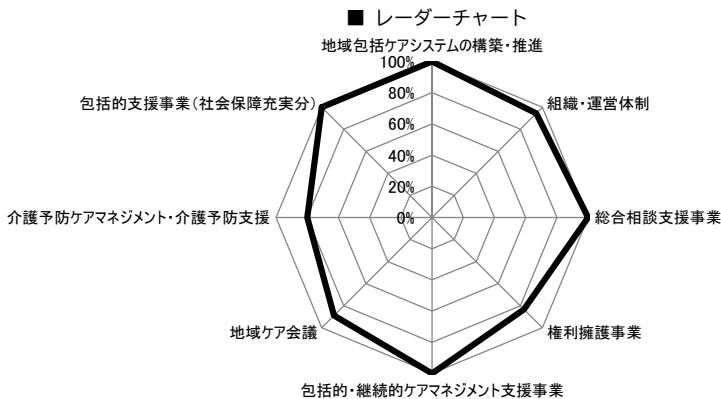
中央地域包括支援センター



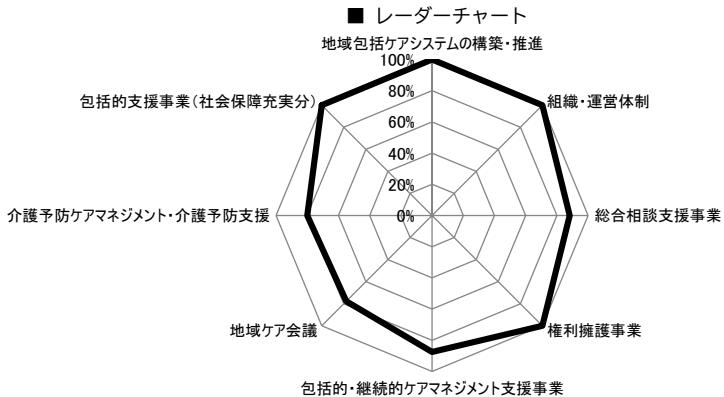
北東地域包括支援センター



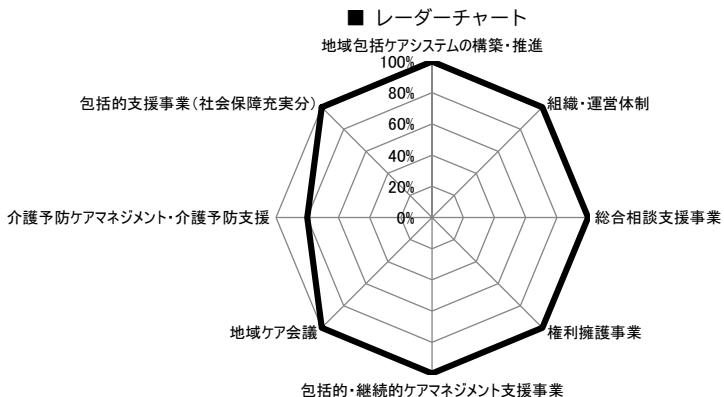
北東第2地域包括支援センター



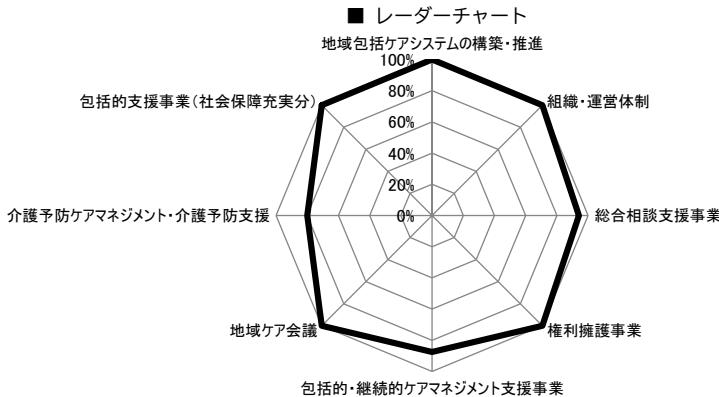
鴻南地域包括支援センター



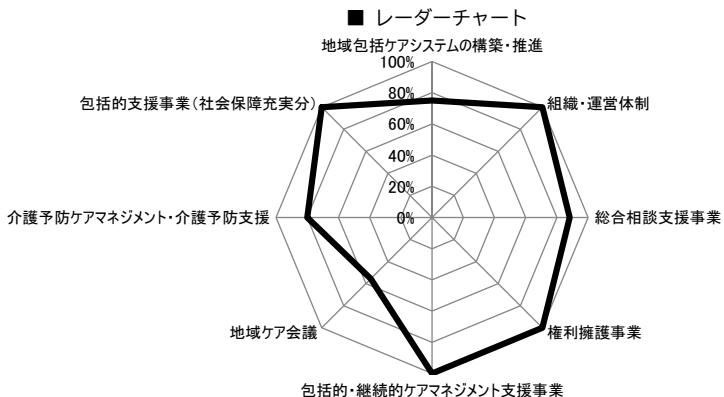
川西地域包括支援センター



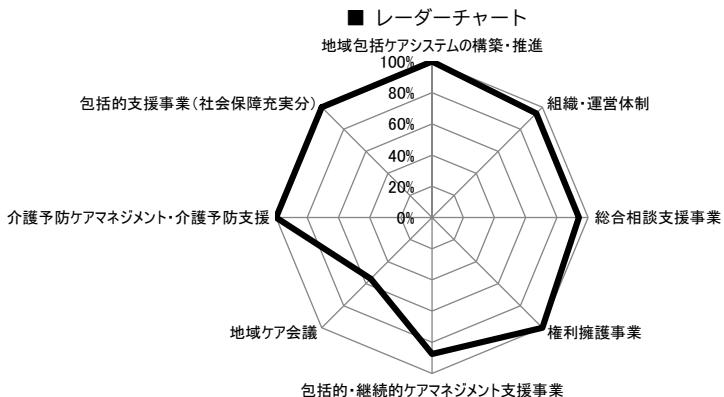
川西第2地域包括支援センター



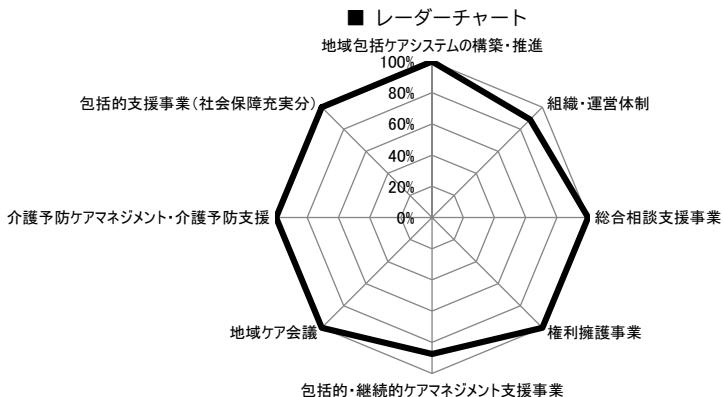
川東地域包括支援センター



基幹型地域包括支援センター徳地分室



基幹型地域包括支援センター阿東分室



各センターの自己評価結果

1. 地域包括ケアシステムの構築・推進		活動目標				取組内容			
市町村全体を踏まえた担当範囲の現状および将来像やニーズを把握する	1 人口動態、市町村が行う介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査の結果等の量的データによって、地域の高齢者に係る現状や将来の状況等を把握しているか	<input type="radio"/>							
	2 介護保険事業計画、老人福祉計画、地域福祉計画等から、地域の高齢者に係る課題等を把握しているか	<input type="radio"/>							
	3 センターが行う実態調査によって、担当圏域の現状やニーズを把握しているか	<input type="radio"/>							
	4 相談内容や地域ケア会議等の内容を分析し、担当圏域の地域課題を把握しているか	<input type="radio"/>							

4. 権利擁護事業

活動目標	取組内容					
1 市町村から共有されている成年後見制度の市町村長申立てに関する判断基準を確認しているか	○	○	○	○	○	○
2 消費者被害に関する情報を、民生委員、介護支援専門員、ホームヘルパー等へ提供しているか	○	○	×	○	○	○
3 消費者被害に受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、適切に対応しているか	○	○	○	○	○	○
4 高齢者虐待事例および高齢者虐待が疑われる事例への対応の流れについて、市町村と共有しているか	○	○	○	○	○	○
5 センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論、報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか	○	○	○	○	○	○
6 【市町村により選択】センターに在籍するすべての職員が高齢者等の権利擁護に関する研修を受講しているか	○	○	○	○	○	○

5. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

活動目標	取組内容					
1 担当地域における居宅介護支援事業所のデータ(事業所ごとの主任介護支援専門員、介護支援専門員の人数等)を把握しているか	○	○	○	○	○	○
2 介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類・件数を把握した上で、研修会、事例検討会、地域ケア会議等を開催しているか	○	○	○	×	○	○
3 担当地域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者(例:医療機関や地域における様々な社会資源など)との意見交換の場を設けているか	○	○	○	○	○	○
4 介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催しているか	○	×	○	○	×	○
5 介護支援専門員を対象にした研修会や事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に指定居宅介護支援事業所に示しているか	○	○	○	○	○	○
1 市町村の方針に沿って、地域内の居宅介護支援事業所が作成する新規の介護予防サービス計画を確認しているか	○	○	○	○	○	○
2 市町村の方針に沿って、地域内の居宅介護支援事業所が作成する更新の介護予防サービス計画を確認しているか	○	○	○	○	○	○
3 市町村の方針に沿って、地域内の居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画を抽出し、その検証をしているか	○	○	○	○	○	×

6. 地域ケア会議

活動目標	取組内容					
1 センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員、会議参加者、地域の関係機関に対して周知しているか	○	○	○	○	○	○
2 センター主催の地域ケア会議において、多職種等と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか	○	○	○	○	○	○
3 市町村が共有した地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で適切に対応しているか	○	○	○	○	○	○
4 地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングするルールや仕組みを構築・実行しているか	○	○	○	○	×	○
5 センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有しているか	○	○	○	○	×	○
1 センター主催の地域ケア会議(地域ケア個別会議)において、地域課題の可能性がある課題を抽出しているか	○	○	×	○	○	○
2 センター主催の地域ケア会議(地域ケア推進会議)において、地域課題や自立促進要因について共有し、その後の対応を検討しているか	○	○	×	○	○	○
3 センター主催の地域ケア会議(地域ケア推進会議)において把握した地域課題や対応等を、市町村に報告しているか	○	○	○	×	×	○
4 地域課題の整理・分析・対応等を行なうために、市町村レベルの地域ケア会議(地域ケア推進会議)等に参加または資料提出しているか	×	×	×	○	○	○

7. 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援

活動目標	取組内容					
1 自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに周知しているか	○	○	○	○	○	○
2 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけているか	○	○	○	○	○	○
3 利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用しているか	○	○	○	○	○	○
4 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録および進行管理を行っているか	×	×	×	×	×	○
5 市町村から示された介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針を遵守しているか	○	○	○	○	○	○

8. 包括的支援事業(社会保障充実分)

活動目標	取組内容					
1 在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対して、相談を行っているか	○	○	○	○	○	○
2 生活支援コーディネーター・就労的活動支援コーディネーターおよび協議体とともに、地域における高齢者ニーズや社会資源について協議を行っているか	○	○	○	○	○	○
3 認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員またはチームレンジコーディネーターと、支援対象者に関する情報共有を行っているか	○	○	○	○	○	○
4 包括的支援事業の充実のために、医療関係者と合同の事例検討会や勉強会に参加しているか	○	○	○	○	○	○
5 【市町村により選択】生活支援コーディネーター・就労的活動支援コーディネーターと協議して地域活動を促進しているか	○	○	○	○	○	○

山口市地域包括支援センターの事業評価方針

地域包括支援センターの業務改善や運営の質的向上を図ることを目的として、令和6年度の運営状況の業務評価を行う。対象は、中央・北東・北東第2・鴻南・川西・川西第2・川東地域包括支援センター、基幹型地域包括支援センター（徳地・阿東分室）の計9箇所とする。

評価の実施体制及び評価対象期間、評価項目、評価方法は、「山口市地域包括支援センター業務評価実施要領」に基づき行う。

(評価の流れ)

- 1 各地域包括支援センターが自己評価を実施する。
※国が示す「評価指標（地域包括支援センター用）」（別添1）の評価基準を基に自己評価を行う。
- 2 自己評価や「地域包括支援センターで行う介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメントの公正・中立性評価基準」、各地域包括支援センターの運営状況等を基に高齢福祉課が評価案を作成する。
- 3 運営協議会（令和7年11月開催）において、評価案を基に評価する。
- 4 評価結果を委託先法人に通知する。
※評価結果を次年度の委託先選定の判断材料として使用する。

（参考）山口市地域包括支援センター業務評価実施要領

山口市地域包括支援センター業務評価実施要領

1 目的

山口市（以下「市」という。）が各日常生活圏域に設置した地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営状況を公平かつ適正に分析することにより、業務の実施状況、センターが抱える課題を把握し、センターがこの課題を解決する取り組みを実施することで、業務の改善、センター運営の質的向上を図ることを目的とする。

2 評価の実施体制

市健康福祉部高齢福祉課が評価案を作成し、それを基に市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）が、センターの運営状況を適切かつ専門的に評価する。

3 評価対象期間及び項目

評価対象期間は評価実施年度の前年度とし、評価する項目は、次のとおりとする。

- ① 地域包括ケアシステムの構築・推進
- ② 組織・運営体制
- ③ 総合相談支援事業
- ④ 権利擁護事業
- ⑤ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
- ⑥ 地域ケア会議
- ⑦ 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援
- ⑧ 包括的支援事業（社会保障充実分）

4 評価の方法

- ① センターは、市町村及び地域包括支援センターの評価指標（以下「評価指標」という。）に基づき業務の検証を行い、自己評価を行う。
- ② 市は、自己評価の報告を受け、各センターの運営状況及び、別に定める「地域包括支援センターで行う介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメントの公正・中立性の評価基準」に基づき実施した評価結果や相談件数等の活動実績も踏まえ、各センターの運営状況について評価案を作成する。
- ③ 運営協議会は、評価案を基に事業内容等を評価する。

5 評価の活用

センターが評価指標に基づき自己評価を行うことで、センター職員が業務を振り返り、業務改善点や課題の整理など行う機会となり、また、評価結果の通知を行うことにより、今後の事業運営のレベルアップを図るものとする。

6 評価結果の通知等

- ① 評価の結果については、センターの公正・中立性を確保する観点から、次年度のセンター業務の委託先法人を選定するための判断材料とする。
- ② 市は、運営協議会終了後、評価結果を各センターに通知する。

7 その他

この要領に定めるもののほか、業務評価に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年8月1日から施行する。

地域包括支援センターで行う介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメントの公正・中立性評価基準

1 趣旨

地域包括支援センターにおける介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメントの公正・中立性評価については、この評価基準に基づき、高齢福祉課において実施するものとする。

2 評価対象

介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメントにおける特定事業所へのサービス集中状況

3 評価方法

各年度で、市が定める特定月に作成された介護予防プランのうち、①介護予防訪問介護及び訪問型サービス、②介護予防通所介護及び通所型サービスの各サービスが位置づけられているものに関し、最もその件数の多い特定の事業者が提供するサービスへの集中状況を評価する。

具体的には、次の方法により特定の事業者の占有率 A を算定し、次の判定基準数値を超えている地域包括支援センターを抽出する。

判定基準数値を超えて、「課題ありと推定」された地域包括支援センターに対し、その理由についてヒアリングを実施する。

① 介護予防訪問介護及び訪問型サービス

$$\frac{\text{特定の事業者の介護予防訪問介護及び訪問型サービスが位置づけられた介護予防ケアプランの件数}}{\text{介護予防訪問介護及び訪問型サービスが位置づけられた介護予防ケアプランの総件数}} = A$$

【判定基準数値】

$$\begin{aligned} A \leq 50\% &\rightarrow \text{課題なし} \\ A > 50\% &\rightarrow \text{課題ありと推定} \end{aligned}$$

② 介護予防通所介護及び通所型サービス

$$\frac{\text{特定の事業者の介護予防通所介護及び通所型サービスが位置づけられた介護予防ケアプランの件数}}{\text{介護予防通所介護及び通所型サービスが位置づけられた介護予防ケアプランの総件数}} = A$$

【判定基準数値】

$$\begin{aligned} A \leq 50\% &\rightarrow \text{課題なし} \\ A > 50\% &\rightarrow \text{課題ありと推定} \end{aligned}$$

4 課題がある地域包括支援センターに対する指導

ヒアリングの結果、正当な理由がなく、課題があると認められる地域包括支援センターについては、判定基準数値以下とする目標時期を明示した是正計画を提出させるなど、指導を行うものとする。

なお、やむを得ないとする正当な理由は、次の各号を参考に判断を行うものとする。

- (1) 当該圏域のサービス事業所が少数である場合
- (2) サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合
- (3) その他やむを得ない理由として市が認めた場合

5 山口市地域包括支援センター運営協議会への報告

前項により地域包括支援センターを指導した結果等については、市地域包括支援センター運営協議会にその概要を報告するものとする。

6 判定基準数値の見直し

判定基準数値については、必要があるときは、市地域包括支援センター運営協議会に諮った上で、見直しを行うものとする。

【参考】サービスの偏りにかかる正当な理由の例

- ・サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合
- ・当該圏域に5事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合 等